

## 「建設工事の入札に係る最低制限価格の設定範囲の引き上げ」について（概要）

令和 8 年 9 月 30 日

千曲市 企画政策部 管財契約課

### 1. 見直しの趣旨

地方公共団体の契約は、経済性、公平性及び競争性の原則に基づき、原則として一般競争入札によることとされています。特に、経済性の原則は「最少の経費で最大の効果を挙げる」というものですが、一方で、地方公共団体は様々な弊害をもたらすダンピング受注防止対策を講じる必要があります。

そのため、千曲市では、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、建設工事について「千曲市工事等の入札に係る最低制限価格制度要領」により最低制限価格を設定しており、現行では最低制限価格の設定範囲を予定価格の「80% から 92% まで」としております。

現在、様々な産業において人手不足が生じていますが、中でも建設業は深刻な状態にあります。さらには近年の経済社会情勢の変化に伴う急激な原材料費やエネルギーコスト、人件費等の高騰の影響が懸念される中、適正な請負代金の設定や処遇改善等が求められています。

建設事業者は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担っています。

このことから、受注者の適切な利潤の確保による労働者の適切な賃金の確保及びダンピング対策のさらなる強化を図ることで、建設業を持続可能な産業として維持していくため、最低制限価格の設定範囲を現行の「80% から 92% まで」から「89.5% から 94.5%」に引き上げることとしました。

### 2. 見直しの概要

「千曲市工事等の入札に係る最低制限価格制度要領」の最低制限価格の算定方法中、下限を「10 分の 8」から「10 分の 8.95」に、上限を「10 分の 9.2」から「10 分の 9.45」に改めます。

### 3. 施行期日等

令和 9 年 1 月 1 日以降に入札公告、指名通知等を行う案件から適用（予定）